

公示送達について

次の者は、住所が不明であるから書類の送達が出来ないため、地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年3月24日

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



賦課当時の住（居）所・氏名	送 達 書 類 名
〒501-0563 岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古 401番地2の2 河田 雄二	令和7年度 軽自動車税（種別割） 納税通知書